

## 意見書案第8号

保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における救急時の選定療養費徴収の運用状況について検証を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出する。

令和7年3月25日

提出者	つくば市議会議員	川村	直子
賛成者	つくば市議会議員	青木	真矢
	〃	酒井	泉
	〃	山中	真弓

## 保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における救急時の選定療養費徴収の運用状況について検証を求める意見書（案）

茨城県で2024年12月2日から、救急搬送時の選定療養費の徴収の運用が開始された。

救急車要請時の緊急性が認められない場合は選定療養費を徴収することで、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持することを目的とし、2024年12月2日から2025年1月31日までの救急時の選定療養費の徴収件数は698件、救急搬送数に対する徴収率は4.4%となっている。

この運用では、県が推奨する茨城県救急電話相談#8000において「救急車を呼んで」との判断だった場合でも、搬送先で選定療養費が徴収された事案が報告されている。

また、知事は先日の県議会定例会本会議にて「小児や交通事故に遭われた場合でも、特定の集団を徴収対象から一律に除外することはしない」と答弁しており、現ガイドライン下では小中学校からの救急搬送も選定療養費の徴収対象となっている。

保育や教育の現場では、苦痛を的確に伝えられない場合も多いという子ども の特性を鑑みると、救急車要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、教職員に判断結果の責任が重くのしかかっている。選定療養費を気にかけて救急搬送を躊躇してしまい、万一手遅れになることは絶対に避けなければならない。また、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、だけでなく、高齢者や障がい者が生活している福祉施設においても同様と考える。

以上のことから、現場の職員が救急車要請を必要だと判断した場合に、ためらうことなく救急車要請ができるよう、以下の事項を要請する。

## 記

救急時の選定療養費徴収の運用において、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに、運用について十分に検証し、公表すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 日

つくば市議会議長 黒 田 健 祐

(提出先)

茨城県知事

(提案理由)

保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における救急時の選定療養費徴収の運用状況について検証を求めるため、意見書を提出するものである。